

## 桑名市教育委員会議事録

令和3年12月20日（月）教育委員室において、桑名市教育委員会12月定例の教育委員会を開催した。

### 教育委員会の構成員（5名）

教育長 水谷 正雄                      教育委員 松岡 守                      教育委員 稲垣 陽子  
教育委員 安藤 智里

### 出席参与者

教育部長	高木 達成	教育監兼学校支援課長	尾関 一夫
教育次長	小林 代二	教育総務課長	内田 貴久
新たな学校づくり課長	佐藤 正弘	人権教育課長	矢野 道代
新たな学校づくり課主幹 (小中一貫教育担当)	井桁 里美	新たな学校づくり課主幹 (小中一貫校担当)	伊藤 昭人
学校支援課主幹 (生徒指導担当)	芝 佐織	学校支援課主幹 (教育改革担当)	高木 秀和

### 書記

丹川 健吾

### 傍聴人

無

### 議題

#### 1. 審議事項

- ・議案第14号 桑名市就学援助条例施行規則の一部改正について

#### 2. 協議事項

- ・小学校卒業式告辞（案）について【非公開】
- ・中学校卒業式告辞（案）について【非公開】

#### 3. 報告事項

- ・多度地区小中一貫校整備事業について
- ・令和4年度入学式日時について
- ・第18回桑名市いじめ問題対策連絡協議会について
- ・小・中学校の様子について【非公開】

#### 4. 連絡事項

- ・1月の教育委員会の行事予定について
- ・1月の教育委員会定例会                      1月28日（金） 午前9時00分
- ・2月の教育委員会定例会                      2月22日（火） 午前9時00分
- ・3月の教育委員会定例会                      3月29日（火） 午前9時00分

**【教育長】**

おはようございます。

それでは、ただいまから令和3年12月の教育委員会定例会を開催いたします。よろしくお願いいたします。  
議長は私が務めさせていただきます。

なお、教育長及び教育委員の過半数が出席をしておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により、本委員会は無効に成立していることを報告いたします。

それでは、本日の議事のうち非公開とさせていただきたい事項がございます。事項書を御覧ください。

事項書2番、協議事項の小学校卒業式告辞（案）についてと中学校卒業式告辞（案）について、そして、事項書3番、報告事項の小・中学校の様子についてでございます。

小中学校の卒業式告辞（案）については、卒業式に向けての告辞でありますので、卒業式の前に公開すべきではないと考えております。小・中学校の様子については、児童生徒の個人情報を含むものとなっております。したがって、これらについては、桑名市教育委員会会議規則第5条により、会議を非公開といたしたいと思っております。

会議を非公開とすることについて、挙手により採決をいたします。

非公開とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

**【教育長】**

ありがとうございます。

出席委員の全員の一致により、これらについては非公開とすることに決しました。よって、これらについては、会議の最後に事務局から説明を受けることとします。

それでは、議案第14号、桑名市就学援助条例施行規則の一部改正について、事務局から説明をお願いします。お願いします。

**【教育総務課長】**

教育総務課、内田です。

議案第14号、桑名市就学援助条例施行規則の一部改正について御説明いたします。

就学援助制度とは、経済的に困窮している小中学校の児童生徒の保護者の方に、学用品費、給食費、修学旅行費などの援助を行う制度です。

今回改正に至った経緯といたしましては、今年度の市の定期監査の指摘事項で、学校における債権発生防止と事務の効率化の観点から、就学援助事務を見直し、申請と同時に受領等の委任がなされるよう、関連規則の見直しを行われたとの指摘に沿った改正案となっております。

改正させていただきたい箇所といたしましては、様式第1号の現住所の欄に持家、借家の区分を設けさせていただきました。

また、様式第2号については、監査の指摘事項に従い、従来は別様式であった委任状を、それを兼ねた振込依頼書とさせていただき、申請と同時に受領委任が完了する様式に変更させていただき、該当の条文である第5条第1項第2号及び第8条第1項の条文を、指摘事項に沿って改正させていただき案となっております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

**【教育長】**

説明ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見などがございましたら、発言をお願いいたします。

特段よろしかったでしょうか。

ないようでございますので、それでは、議案第14号、桑名市就学援助条例施行規則の一部改正について、挙手により採決します。

原案のとおり改正することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

## 【教育長】

ありがとうございます。

出席委員全員の賛成によりまして、本議案は原案のとおり改正することに決しました。

では、次の議事に進みます。

事項書3番、報告事項、多度地区小中一貫校整備事業について、事務局から説明をお願いします。

## 【新たな学校づくり課長】

新たな学校づくり課の佐藤です。

お手元には令和4年1月号のかわら版を準備させていただきました。これに基づきまして前回委員会以降の進捗状況について御報告をいたします。

まず、1枚目を見ていただきたいと思います。

開校までに子供たちをつなぐ4小プロジェクトについてです。

11月24日に多度中学校の体育館をお借りし、開校時、6年生となる多度地区4小学校の2年生を対象に、地元スポーツクラブ、ヴィアティン三重様の御協力を得て、サッカー交流を行いました。体育館に集合した時点では、緊張からか、互いに声を掛け合うことは見られなかった子供たちでしたが、体ほぐしの運動やグループ練習など、様々なミッションをこなすうちに自然と会話が生まれ、和やかな雰囲気となってきました。各校より子供たちの感想をいただきましたが、交流の中で個別につながりを持つことができた様子も伝わってきました。

次に、1枚めくっていただきまして、前回定例会で少し御報告させていただきましたが、11月14日開催の地域の皆様を対象とした第2回ワークショップです。

今回は、地域の人から見た学校施設・設備の役割についてをテーマに、その中でも特に学校施設における地域交流室に対する御意見や御要望をお聞かせいただきました。地域交流室は、公民館のような機能が必要、学童保育との連携、地域活動へ出向くための拠点となるとよいなど様々な御意見をいただきました。

また、右下の部分には、前回の振り返りと書いてあるところなんですけれども、前回ワークショップでいただいた御意見、御質問の市の考え方として、バリアフリーや動線への配慮といった子供たちの安全について、今後の施設設計業者の募集要項の中で反映していくこと、プールについては移動手段等も考慮した上、民間インストラクターによる専門的な指導を受けられ、天候に左右されない快適な授業が行えるよう、現在、導入可能性調査が行われている総合運動公園の新しい室内温水プールを活用する方向性で検討していることを説明しました。

続きまして、最後のページを御覧ください。

11月29日に開催いたしました第2回地域連携部会です。前回の話し合いを基に、5つの地区から通う子供たちの通学の手段と学年の分け方について、徒歩で登校する子と、徒歩以外で登校する子の線引きをどこにするのかという難しい課題について話し合いを行いました。

市からは、学年の分け方について、9年間のうち、6年生までは徒歩、またはスクールバス、残りの3年間は、中1、中2、中3という年代につきましては、徒歩、または自転車通学とすること。6年生まで徒歩に関しては、国の目安として片道4キロメートルという基準はありますが、1時間以上歩かせることは現実的でないと考え、市内でも片道3キロメートル歩いて登校している事実がある中、実測3キロメートルを原則徒歩ラインとしたいと提案させていただきました。

各委員からは、境界線を引かなければいけないことや、3キロメートルという線引きについてある程度理解いただきましたが、個別の状況や、実際に歩く道の状況の検証、境目になる地域については慎重に検討する必要があるといった御意見もいただきました。

今後もしろいろな個別の状況を勘案しながら、公平性が保たれ、納得が得られやすいような結論を探っていきたいと思います。

次回は1月19日に開催する予定です。

最後に、資料はございませんが、先週土曜日の12月18日に開催させていただきました第3回開校準備

委員会について御報告いたします。

今回は、令和2年度より義務教育学校となった飛島学園の学校長、総括教頭、教育委員会事務局の3名にお越しいただき、校内の様子等をお話しいただきました。委員から出される様々な疑問に対し丁寧にお答えいただき、義務教育学校のメリットや、開校までに考えておかなければいけない課題等を認識することができました。

報告は以上です。

**【教育長】**

ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして御質問、御意見などがございましたら、御発言をよろしく願います。

安藤委員、お願いします。

**【安藤委員】**

すみません、プールに対する考え方とところで、総合運動公園の新しい屋内温水プールを活用する方向でというふうに報告されたことに対する御意見はどんなものがありましたか。

**【新たな学校づくり課長】**

実際、各委員からは、やっぱり学校内にプールを欲しいという御意見もあれば、一方で、特に学校の敷地内になくてもいいというような御意見、様々いただいております。特にやっぱり教職員の方の維持管理の負担とかというのは大変でしょうねという御意見、あと、民間のインストラクターという部分で、泳力をつけてもらうという部分につきましては、皆さん、やっぱりその専門性がある人に教えていただくということでいいのかなという話はいただいております。

ただ、やっぱり正直、参加された方というか、もう昔から学校だからプールがあるものやという認識が強い方もまだまだ多くみえますもので、実は12月18日の開校準備委員会でも総合教育会議で示させてもらった資料、他市はこんな事例がありますよ、こんなエビデンスが出ていますよということも示させてもらっています。その辺をまた引き続きしっかり提示させていただくことが大事なのかなと思えました。

以上です。

**【教育長】**

稲垣委員、お願いします。

**【稲垣委員】**

何かようやく動き出したというか、かわら版もちょっとリアリティーが出てきた感じがして、すごいなと思いました。ヴィアティンの活動とかもいいなと思いました。

ちょっとすみません、素人なのでよく分からないんですけど、地域交流室というのは、これは一般的に、何かこの書き方で見ると、外に置いてあるイメージなのか、校舎の中とか、いろいろイメージがあるみたいなんですけど、一般的にこれはどういう目的で、通常、どういうところに設置されるものなのかなというのをちょっと教えてもらってもいいですか。

**【新たな学校づくり課長】**

この地域交流室なんですけれども、基本的な目的としまして、よく今の学校に来たPTAの方が集まったり、地域の方が集まれるようなというイメージをまずしていただければいいのかなと思います。実際、他市の事例なんかも見させていただきますと、今だと、学校の先生、校長先生か教頭先生に残ってもらって、部屋を借りるというようなイメージなんですけど、そういうのではなくて、他市なんかも直接外から出入りできるような、校舎内にあるんですけれども、そういうふうな地域の方が活動できるようなというようなイメージですね。でも基本的には子供たちの学びとか、教育の部分に資するような活動をしてもらう地域交流室というイメージを想定しています。

**【稲垣委員】**

なるほど。ということは、校舎の外につける予定、それもまだ未定。

**【新たな学校づくり課長】**

未定です。これが設計の中で整理されていくと思うんですけども、大体、他市はやっぱり校舎の中に一部、地域交流スペースという形で設けておるパターンが多いですし、そうすると、子供たちも顔が見える、昇降口の近くにあるとか、そういう事例が多いですね。

**【稲垣委員】**

なるほど。分かりました。ありがとうございます。

**【教育長】**

松岡委員。

**【松岡委員】**

表紙の真ん中のほうですけど、大きなけがもなく楽しいひとときを過ごしましたというのは、大きくはないけど、けが人が出たというのはありますか。

**【新たな学校づくり課主幹（小中一貫教育担当）】**

新たな学校づくり課の井桁でございます。

この文言もどうしようかと思ったんですけど、実は1名、途中で学校のほうに戻られたお子さんがいらっしゃいました。後から学校長に確認させていただいたところ、ふだんから長い時間だとなかなか集中できないというお子さんではあったんですけど、学校に戻られたときに足が痛いということで帰られたので、学校長にも確認させていただいたんですけど、大きなけがではなかったけれども、本人がそうやって訴えてきたということで、ちょっと書かせていただきました。

あと、追加ですけど、小さなけがという点では、ちょっとミニゲームとか、いろいろやっているときにぶつかったりとかということで、ちょっと痛い思いをした子もいましたので、そういった子たちも含めております。

**【松岡委員】**

このままでいいのか、ちょっと表現を考えないといかんという印象を持ちました。

**【教育長】**

あえて言っていたという。

よろしかったでしょうか。

ないようですので、では、次の議事に進みます。

令和4年度入学式日時について、事務局から説明をお願いします。

**【学校支援課主幹（教育改革担当）】**

学校支援課、高木です。

では、私のほうから令和4年度入学式の日時についてお伝えいたします。

来年度の小学校の入学式につきましては、4月7日木曜日の午前中、中学校につきましては、同日の7日の午後、入園式につきましては4月8日金曜日、午前に挙行いたします。

なお、今年度の卒業式なんですが、来賓や在籍、在園の生徒の席はなし、保護者等の参加は、園児、児童、生徒1名につき、原則2名までとしまして、感染症対策を講じて実施することが決定しておりますが、来年度の入学式につきましても同様の対応とさせていただきたいと考えています。

また、来年度の卒業式以降の感染症に対する対応につきましては、今後、改めて教育委員の皆様の御意見もいただきながら、検討していきたいと思っております。

ちなみに令和4年度の始業式につきましては、幼小中ともに4月6日水曜日となっております。

以上でございます。

**【教育長】**

説明ありがとうございました。

ただいまの説明について御質問、御意見。

どうぞ、稲垣委員。

**【稲垣委員】**

一般的に聞きたいんですけども、よく保護者2名とかありますけど、ちっちゃいお子さんがいらっしやるとか、兄弟とか、そういう家族もこれに含まれるんですか。

**【学校支援課主幹（教育改革担当）】**

小さいお子様とか、当然、御一緒にという方はいらっしやると思いますが、その辺りは小学校等で柔軟に対応していただいているというのが現状かと思えます。

**【稲垣委員】**

これってどうなんでしょうね。何か2名ってすごい微妙な感じがして、何かもう今まで実際どうなんですか。入学式って、この規制がない頃は、4名とか、5名とか来ていた親御さんもいたんですか。

**【教育長】**

実情も含めてお願いします。

**【学校支援課主幹（教育改革担当）】**

大体お二方ぐらいのあたりで来ていただいている方が多いかと思いますが、細かく4名来ているとかいうふうな形ではちょっとお聞きはしていませんので。

**【稲垣委員】**

何かもうそろそろその人数撤廃しても、来賓とかは全然要らないと思えますけど、親御さんの数とか、どうなんでしょうねとちょっと思った次第でございます。

**【教育長】**

ありがとうございます。

よろしかったでしょうか。

ないようでございますので、では、次の議事に進みます。

第18回桑名市いじめ問題対策連絡協議会について、事務局から説明をお願いします。

**【学校支援課主幹（生徒指導担当）】**

学校支援課、芝です。

資料、令和3年度第18回桑名市いじめ問題対策連絡協議会報告を御覧ください。

連絡協議会の委員につきましては、市教育委員会、学校関係者、児童相談所、法務局、警察といじめ防止等に関わる機関及び団体による17名の委員で構成されております。

会の前半は、教育委員会事務局より令和2年度の問題行動調査、令和3年度10月に実施いたしましたいじめアンケート結果に基づき、本市におけるいじめ問題に関する現状と諸問題に関わる分析について報告いたしました。

また、各校が行ったいじめ防止の取組であるイエローリボンの取組等を紹介いたしました。

こういった児童生徒主体でいじめ防止の取組を行うことによって、いじめている人を止めようとする、いじめられている人を守ろうとするという児童生徒が大きく増加していることから、引き続きいじめ防止に向けて行動できるよう、取組を継続していく必要があるということを確認することができました。

会の後半は、三重県教育委員会生徒指導課より、いじめが起因で重篤になるような重大事態にならないためには、いじめの把握と初期対応が重要であること、感覚だけでなく、法の定義に照らし合わせながら児童生徒を見ていくことが児童生徒の安心安全につながるということを改めて教えていただきました。

最後に、市内で報告を受けているいじめ事案の状況を説明し、委員より、いじめ事案については引き続き法に基づいたしっかりとした役割分担の上、組織的な対応をという御助言をいただきました。

以上です。

**【教育長】**

説明ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見などがございましたら、発言をお願いいたします。

稲垣委員、お願いします。

**【稲垣委員】**

下のほうに何度も法律上のいじめと社会通念上のいじめとのギャップが大事ということをなんですが、法律上のいじめというのはどういうものなのか、聞いてもいいですか。

**【教育長】**

説明をお願いします。

**【学校支援課主幹（生徒指導担当）】**

法の定義に照らし合わせてというのは、あくまでも被害者の立場に立ってということ、加害が幾らいじめたつもりでということではなくても、被害者の立場に立って。

ここで出てくるいじめの法律というのは、いじめ防止対策推進法というふうにあります、定義の第2条で、この法律において、いじめとは児童等に対して当該児童等が在籍する学校に在籍している一定の人的関係にあるほかの児童が行う心理的、物理的な影響を与える行為であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものというふうになっております。こういったところで、法に基づいたということをここでは挙げられているということです。

**【稲垣委員】**

なるほど。そういう法律的な視点からもきちんと両方の視点で見ていきましょうねということを書いてらっしゃるとい、そういう理解でいいですか。

**【学校支援課主幹（生徒指導担当）】**

はい。

**【稲垣委員】**

あと、ごめんなさい、何かこれ、どこかへ報告、提出するものですか。

**【学校支援課主幹（生徒指導担当）】**

特に提出は。

**【稲垣委員】**

じゃ、真ん中ら辺、いじめの様態において、軽微と捉え、冷やかしやからかいなどを軽微と捉えることも、何か二重に軽微があるような気がしただけなので。

**【学校支援課主幹（生徒指導担当）】**

分かりました。ありがとうございます。

**【教育長】**

ほか、よろしかったでしょうか。

ないようでございますので、それでは、次の議事に進みます。

事項書の4番、連絡事項について、それぞれ事務局から説明をお願いいたします。

————— 各所属長より連絡事項 —————

**【教育長】**

それでは、非公開とした議事に移らせていただきます。

**【非公開】**

- ・小学校卒業式告辞（案）について
- ・中学校卒業式告辞（案）について
- ・小・中学校の様子について

**【教育長】**

よろしかったですか。

それでは、以上をもちまして、令和3年12月の桑名市教育委員会定例会を終了とさせていただきます。ありがとうございました。

————— 9時54分終了 —————